令和7年度社会福祉法人見附市社会福祉協議会事業計画

【基本方針】

急速な少子高齢化・核家族化の進行や人口減少、価値観の多様化等に伴い、地域のつながりが希薄化し、また、長引く物価高騰の影響により、それらに伴う生活課題への影響も深刻化しています。そのような社会の中で、社会的孤立や経済的困窮に起因する、様々な分野にまたがる複合的な問題等、既存のサービスでは対応が困難な生活課題の解決に向けた取り組みが求められています。

現在、国においては、制度や分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超え、「地域に暮らす全ての人々がそれぞれの役割を持ち、共に支え合いながら暮らすことができる社会」とされている「地域共生社会」の実現に向けて、地域の特性や生活課題等に応じた住民参加による包括的な支援体制の構築が進められています。

当会としては、地域福祉の推進を図る中核的な役割を担う社会福祉法人として、行政をはじめ様々な関係機関や団体、地域住民と連携・協働しながら、これまでの福祉事業の取り組みはもとより、生活困窮者支援や重層的支援体制整備の取り組みを通じて、支援を必要とする方々が地域で孤立することなく、誰もが住み慣れたまちで安心して暮らすことができる地域づくりに努めていきます。

【事業概要】

1. 広報・啓発

社協だよりやホームページを通じて、当会の展開する地域福祉事業をはじめ法人の理念や運営状況などをわかりやすく目に見える形で地域住民に広く発信し、地域福祉に対する広報・啓発、情報提供を行っていきます。

- (1) 社協だより年4回の発行
- (2) ホームページの運用と管理

2. 地域福祉活動支援

(1) 地域福祉活動支援事業

(総額 5,237 千円:会費 850 千円、共募 3,500 千円、その他 887 千円)

地域コミュニティが主体的に取り組むサロン活動や見守り・安否確認、地域間や世代間の交流等の地域福祉活動を支援していきます。これらの取り組みには、地域で広く浸透している赤い羽根共同募金や会員会費を活用し、各地区における福祉の推進を図ります。

これらの活動に対する支援を通じて、住民が地域の課題を自分事として捉え、その解決に向け、様々な福祉関係者との協働による取り組みにより、地域の実状にあった住民主体の地域福祉活動を進めていきます。

3. 地域福祉サービス

(1) プライベートサービス事業 (会費 196 千円)

① 音声訳 C D 作成

見附音声訳朋の会の協力により、視覚障がい者に「社協だより」「広報みつけ」等を音声訳CDにして提供します。併せて、希望に応じた書籍等の音声訳を行います。

② 点字翻訳

めぐみ会・見附「点」クラブ(点訳ボランティア)の協力により、視覚障がい者に「広報みつけ」等の点訳を希望に応じて提供します。

(2) 福祉車両貸出事業

(総額 564 千円:会費 198 千円、共募 351 千円、その他 15 千円)

車椅子使用者を対象に、通院や外出での利用を目的とした車両の貸出しを行います。

(3) 福祉用具等の貸出

日常生活支援を目的とした車椅子等の福祉用具の貸出に加えて、高齢者疑似体験セットやアイマスク等を小・中学校の福祉体験授業等へ貸出しを行います。

(4) 克雪対策事業(総額 269 千円:会費 97 千円、共募 172 千円)

高齢者世帯、母子世帯、障がい者世帯等に対して、1冬期間2回まで除雪に要した 費用の一部を助成します(1回10,000円を上限に助成、所得制限あり)。

(5) 児童遊具設置修理助成事業

(総額 833 千円: 市補助 500 千円、会費 133 千円、共募 200 千円)

各町内で管理されている児童遊園地の遊具等の設置及び修繕に対し、その経費の80%の助成を行います(助成額に上限あり)。また、遊具の塗装に使用するペンキは無償で給付します(30,000円を上限に助成)。

(6) 社会福祉普及校指定事業(会費 687 千円)

市内の小中学校及び特別支援学校を対象に、思いやりの意識を高めてもらい、「共に生きる福祉のまちづくり」の素地づくりを図ることを目的とした社会福祉に関する体験や学習等の活動に対し助成を行います。

(7) 不要入れ歯リサイクル (日本ユニセフ協会支援協力事業)

NPO法人日本入れ歯リサイクル協会と共同で、不要になった入れ歯の回収を行い、入れ歯の金属部分に含まれる金属をリサイクルします。リサイクルで得た収益は、日本ユニセフ協会を通じて世界の子どもたちの支援のために寄附します。また、一部は市内の障害福祉サービス事業所への寄附と当会の地域福祉活動等の資金として活用します。

(8) 生活支援サービス (その他 391 千円)

65歳以上の高齢者が抱える日常生活上の困りごとに対して、地域住民が担い手となりお手伝いする有償の生活支援活動に取り組みます。

(9) 地域の居場所づくり事業 (総額1,010千円: 会費310千円、共募500千円、その他200千円)

住民誰もが気軽に集える居場所「まちの縁側・ほんまち」を運営し、住民同士のつながりづくりを図ります。また、「場」から生まれるつながりにより、互いの困りごとに気づき、住民同士で助け合い・支え合うことができる拠点を目指して取り組みます。

(10) 歳末見舞い事業(共募1,055千円)

75 歳以上の一人暮らし高齢者を対象に新年を迎える時期に地域で安心して暮らせるように歳末見舞い品の贈呈を実施します。

歳末見舞い品をお渡しする過程を通じ、対象となる方々と接点を持つことで、安否確認をはじめ、状況に応じた福祉サービス等への取り次ぎを行います。

(11) 24 時間テレビ「愛は地球を救う」チャリティ・キャンペーン

社会福祉施設及びボランティアグループなどへ福祉車両等を寄贈し、福祉の充実を図るとともに、国内の災害ならびに開発途上国への医療・食糧等の援助、また、地球環境保護支援を目的に実施されるチャリティー募金に協力します。

(12) 介護支援ボランティア制度事業(市委託事業 400 千円)

介護施設でのボランティア活動を通じて、地域貢献や社会参加を通じた健康増進や 介護予防を図ることを目的に、65歳以上の方を対象に、介護施設でのボランティア活動に対してポイントを付与する介護支援ボランティア制度の管理運営を行います。

(13) 地域活動支援センター事業(市委託事業 7,611 千円)

障がいにより就労などが難しい方の日中活動の場として、創作活動や社会との交流の機会を提供することで、障がいをお持ちの方の地域での自立生活の推進及び社会参加を図ります。また、利用者の自立支援活動として、平日の午後は生活能力向上や就労準備につながる講習等に取り組みます。加えて、1・6市の日に合わせ施設を開き、当事者の余暇の充実を図りながら、誰もが気軽に立ち寄れる居場所を提供します。

(4) 重層的支援体制整備事業(市委託事業 7,255 千円)

地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を整備するため、 属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的 に行い、複数の支援者や関係者の支援が必要な個人や世帯に対し、連携して課題解決 に向けて取り組んでいきます。

① 多機関協働事業

複合的な課題を抱え、単独の機関で解決が困難で課題の解きほぐしが必要となる ケースに対し、各支援機関の役割分担や支援の方向性の整理を行います。

② 参加支援事業

社会とのつながりをつくるための支援を行います。

③ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

課題を抱えているが、必要な支援につながっていない人に対し、訪問支援を行い、 必要な支援につなげ、本人と支援関係者や地域とのつながりを形成していきます。

4. 各種相談支援

(1) 日常生活自立支援事業 (新潟県社会福祉協議会委託事業 262 千円)

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の方々が、地域で安心して生活できるように、日常生活に必要な福祉サービスの利用援助、金銭の管理、重要な書類の預かり等の支援を提供します。

(2) 貸付制度の運営

生活福祉資金の貸付に関する相談者は経済的困窮をはじめ、複合的な生活課題を抱

えていることがあります。相談者が自立した生活を送れるように支援するためには、 貸付による支援だけではなく、重層的な相談支援体制の強化と本人に寄り添った総合 的かつ伴走型支援が必要不可欠であり、多機関との連携を図り、複合的な生活課題の アセスメントを行う専門性が求められます。

① 生活福祉資金貸付制度 (新潟県社会福祉協議会委託事業)

所得の少ない世帯、障がいをお持ちの方や介護を要する高齢の方がいる世帯に対し、必要な相談支援と資金の貸付を行うことで、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ります。

② 特例貸付の借受人へのフォローアップ支援

緊急小口資金等の特例貸付の借受人で、償還猶予や償還免除、滞納している方に対し、相談支援や必要な制度につなぐフォローアップ支援を行います。

③ たすけあい資金貸付制度

生活保護の申請者のうち保護受給が見込まれる方を対象に、保護費初回給付まで の援護を目的として資金貸付を行います(貸付金額の上限は1万円)。

(3) くらしの自立支援センターみつけの運営(市委託事業11,029千円)

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方を 対象に、生活保護の手前での支援として生活困窮者自立支援事業に取り組みます。

① 自立相談支援事業

生活と就労に関する包括的な相談支援を行いながら、自立に向けた支援計画を作成し、必要な支援を実施していきます。また、離職等により住居喪失のおそれのある方を対象とした住居確保給付金に関する相談受付も行います。

② 就労準備支援事業

就労から遠ざかっていることで不安がある方、または、社会に出るきっかけをつかめない方等の就労に向けた日常生活や社会生活、就労自立において必要な支援を 実施していきます。

③ 家計改善支援事業

家計に関する相談、家計管理に関する指導などを行います。

5. 援護事業

(1) 災害見舞金給付事業

火災等の災害により、家屋への被害を受けた世帯に対し、御見舞金を支給します。

(2) 法外援護

旅費として、長岡方面(長岡駅まで)もしくは新潟方面(東三条駅まで)へのバス 券を支給します。

6. 各福祉団体の運営等に対する協力・支援

(1) 見附市民生委員児童委員連絡協議会との連携・協調

見附市民生委員児童委員連絡協議会の活動に対する助成に加え、地域における支援を必要とする方々への対応をはじめ様々な福祉活動において連携を図っていくため、総会や定例会等での情報提供・意見交換を通じてより有益な関係づくりを行います。

(2) 見附市老人クラブ連合会・見附市母子福祉会への支援

各団体の事務局運営をはじめ各種事業ならびに研修等の運営に対する支援を行うと 共に、必要に応じて各団体と地域福祉活動等において連携を図ります。

(3) その他各福祉団体の支援

福祉団体の活動に対する助成支援を行います。

7. 会員会費・赤い羽根共同募金運動

地域における住民の福祉活動の事業財源となることから、会員会費制度の実施や赤い羽根共同募金運動への協力を積極的に呼びかけていきます。

(1) 会員会費制度への加入促進

- ① 一般会費 (1 世帯 500 円)
- ② 賛助会費(1 口 1,000 円)

(2) 赤い羽根共同募金運動への協力 (新潟県共同募金会見附市共同募金委員会事業)

① 赤い羽根共同募金運動

10月1日から12月31日までの3ヶ月間、全国一斉に都道府県ごとでの実施となります。(お願いの目安額は1世帯500円)

② 地域歳末たすけあい募金

12月1日から31日までの1ヶ月間、主に歳末時期に実施される福祉活動への使用目的として、共同募金の一環で全国一斉での実施となります。(お願いの目安額は、1世帯300円)

③ あったか雪募金

1月1日から3月31日までの3ヶ月間、要援護世帯除雪費助成事業をはじめとする克雪対策事業の財源としての使用を目的に行います。赤い羽根募金における法人募金にご協力をいただいた法人・事業所を中心に募金への協力依頼を行います。

8. その他

(1) 第75回新潟県民福祉大会への参加

開催予定日及び内容:11月6日(木)~記念式典開催

開催地:魚沼市

(2) 地域福祉活動計画の策定

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備が進められる中、地域住民の主体による地域福祉活動がますます重要となってきています。

地域福祉の推進を目指し、地域住民が地域福祉活動に参加し、地域コミュニティや福祉関係機関・団体が相互に協力し、それぞれの役割を認識し、地域の抱える課題の解決に向けた取り組み等を計画的に進めていくために、地域福祉活動計画の策定に取り組みます。